

現場担当者が月々行っている作業に、協力会社からの常備払いの査定がある。現場で発生した「見積外作業」を精算するのだ。

協力業者の親方は何とかかかった金額を取り返そうとがんばるし、現場担当者は抵抗する。しかし、最終的には現場担当者が押し切られて支払うことが多い。そしてこのことが、実行予算を守れない大きな原因となっている。実行予算に余

直接工事費を低減する方法⑤

裕があったところは問題にならないことが多かったのだが、発注単価が下がっている現在では、企業の命取りにもなりかねない。

現場がこのような状態になる理由は2つある。ひとつは取り決め条件がいいかげんなこと。ひとつは現場担当者が現場で実際にミスをしているということだ。1つめの取決め条件については、実際の作業内容を取り決めることに加えて、最

「常備払いに着目せよ」

生達 降 藤 隆 生  
タコサル  
ハ代表取締役

低「安全管理作業」「小運搬作業」「測量作業」「手直し作業」などの責任分担を決めておくことが必要である。しかし、多くの企業では明確に決めていないために、毎月の精算の段階でもめるのだ。

次に、現場担当者が現場で行うミスとは、指示ミスによる手直し、手待ち、手戻りがすべてである。必要資材の注文忘れや数量不足、発注者とのコミュニケーション不足による現場指示の二転三転、測量ミスによるコンクリートはつり、資材の置き場所を指定しなかったばかりに小運搬が必

要になったなど、教えだすときりがない。建設会社で、月例会議に出席させていただけると、工事部長さんは当社の作る構造物には問題がありませんと言われる。しかし、確かに構造物には問題なく、立派に造られているが、取り決め条件書には上記の記載がなく、また、現場担当者へのミスに対しても是正処置がとられていないことが大抵である。そして、毎月毎月常備払いが発生している。これでは現場原価は厳しくなる一方である。

「常備払い」に今一度着目するべきである。